

令和 8 年

第 2 回神戸町議会臨時会会議録

令和 8 年 4 月 21 日 開会

令和 8 年 4 月 21 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和 8 年第 2 回神戸町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (4月21日)

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
報第 3 号から報第 5 号までについて (提案説明・質疑・討論・採決)	3
議長の辞職許可について	8
選第 1 号について	8
副議長の辞職許可について	10
選第 2 号について	11
選第 3 号について	12
選第 4 号について	13
選第 5 号について	14
選第 6 号について	14
議第28号について (提案説明・採決)	15
閉会	16

令和8年第2回神戸町議会臨時会付議議案

報第3号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について

報第4号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報第5号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

選第1号 議長の選挙について

選第2号 副議長の選挙について

選第3号 議会運営委員の選任について

選第4号 広報編集特別委員の選任について

選第5号 議会改革特別委員の選任について

選第6号 安八郡広域連合議会議員の選挙について

議第28号 監査委員の選任について

令和 8 年 第 2 回 神 戸 町 議 会 臨 時 会

(第 1 号)

令和 8 年 4 月 21 日 (火 曜 日)

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 4 月 21 日（火曜日）午前 9 時 30 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報第 3 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について

日程第 4 報第 4 号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 5 報第 5 号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

（追加議事日程）

日程第 1 議長の辞職許可について

日程第 2 選第 1 号 議長の選挙について

日程第 3 副議長の辞職許可について

日程第 4 選第 2 号 副議長の選挙について

（追加議事日程）

日程第 5 選第 3 号 議会運営委員の選任について

日程第 6 選第 4 号 広報編集特別委員の選任について

日程第 7 選第 5 号 議会改革特別委員の選任について

日程第 8 選第 6 号 安八郡広域連合議会議員の選挙について

日程第 9 議第 28 号 監査委員の選任について

出席議員（10名）

1 番	深 貝 仁 則 君	2 番	大 場 光 晴 君
3 番	宮 嶋 健太郎 君	4 番	小 川 榮 一 君
5 番	西 脇 博 文 君	6 番	林 利 雄 君
7 番	宮 嶋 三 郎 君	8 番	飯 沼 満 君
9 番	宮 川 一 美 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 藤 井 弘 之 君 副 町 長 金 指 義 樹 君

教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	末 村 春 美 君
民生部長兼 健康福祉課長	小 野 健 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	竹 下 政 文 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦 略 課 長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	名 和 功 二 君
子ども家庭課長	石 原 知 佳 君	建 設 課 長	高 木 隆 盛 君
上下水道課長	高 岡 次 雄 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山 崎 裕 之	書 記	早 野 有 香
--------	---------	-----	---------

○議長（宮川一美君） おはようございます。

全員の方のおそろいでこれから臨時議会をやりましても、昨今あちこちで震度 5 強という地震が頻発しております。

そろそろ南海トラフのほうにも近づいてきたかなあという感じもしますが、十分の備えを皆さん方をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから令和 8 年第 2 回神戸町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（宮川一美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 126 条の規定により、4 番 小川榮一君、5 番 西脇博文君の御両名をお願いいたします。

会期の決定について

○議長（宮川一美君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日に決定しました。

報第 3 号から報第 5 号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第 3、報第 3 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認について、日程第 4、報第 4 号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、日程第 5、報第 5 号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、以上 3 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、専決処分をさせていただきました 3 件につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第 3、報第 3 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算（専決第 2 号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

1枚おめくりをいただきまして、専第3号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

1. 令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第2号）。

理由といたしましては、西座倉土地区画整理事業に伴う事業用地売却に係る予算を早急に調整する必要があるためであります。令和8年3月19日付で専決処分をさせていただきました。

1枚おめくりをいただきまして、専決内容であります。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億500万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、最終の6ページをお開き願います。

歳出から御説明を申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費では、節24積立金で1,500万円です。

これは、神戸町西座倉土地区画整理事業の施行地区内、場所は第1街区2万6,300平方メートルに当たりますが、西座倉土地区画整理組合並びに西座倉企業誘致推進会が公募により決定した進出企業でありますキンキサイン株式会社とは、各地権者との間で土地の売買契約を3月19日付にて締結をしております。この第1街区の中に神戸町所有の土地が2,414.84平方メートルございます。契約条項に基づきまして、売払い総額7,727万4,880円の20%相当分であります1,500万円を前払い金として公共施設整備基金に積み立てるものであります。

なお、残りの金額については引渡し後に支払われることになっております。

前ページ、5ページに戻っていただきまして、歳入であります。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地建物売払収入の1,500万円は、今申し上げましたように売払いをいたしました土地の20%相当分金額の計上であります。

以上が、令和8年3月19日付で専決処分をさせていただきました令和7年度神戸町一般会計補正予算（専決第2号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、日程第4、報第4号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、専第4号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

神戸町税条例の一部を改正する条例（別紙）でございます。

理由といたしましては、地方税法等の一部改正に伴いこの条例を定めようとするもので、令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

もう1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第8号 神戸町税条例の一部を改正する条例。

神戸町税条例の一部を次のように改正する。

以下、1ページから6ページまで、改正条文となります。その後、7ページにかけまして、経過措置等を定める規則でございます。

この改正条文の後に、新旧対照表が1ページから39ページにございまして、最後に改正点の概要がつけてございます。この概要にて説明をさせていただきます。

神戸町税条例の改正点の概要（専決）です。

1の改正の趣旨は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年4月1日に施行する規定のみについて所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容でございますが、主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、①の第11条の3、第12条、第64条から第73条及び附則第14条の2から附則第15条の2の関係では、軽自動車税に係ります環境性能割の廃止についてです。従前の軽自動車種別割の名称を軽自動車税に改める所要の措置を講ずるものであります。

その下、②③では、記載してありますように、それぞれの特例措置の関係について規定の整理を行うものであります。

そのほか、④では、各条項において、法律の改正に伴いまして適用年限の延長や引用条項の整理など、所要の改正を行っております。

3の附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するもので、また固定資産税、軽自動車税について、それぞれ適用に関する経過措置を規定しております。

以上が、令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきました神戸町税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

次に、日程第5、報第5号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、専第5号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）でございます。

理由といたしましては、子ども・子育て支援法の施行並びに地方税法施行令の一部改正に伴いこの条例を定めようとするもので、令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきました。

もう1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第9号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

神戸町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、1ページから5ページにかけまして、改正条例及び6ページにかけて附則となっております。

その次に、新旧対照表が1ページから22ページ、最後に改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思います。

神戸町国民健康保険税条例の改正点の概要（専決）です。

1. 改正の趣旨は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る規定を追加するとともに、地方税法施行令の一部を改正する法律の公布に伴う課税限度額並びに軽減判定基準についての改正を行うものであります。

2. 改正の内容は、1の第2条第1項、第9条から第11条及び第25条関係では、新たに新設となります子ども・子育て支援金に係る規定を追加しております。

2の第2条第2項及び第5項、第25条第1項関係では、課税限度額の見直しと追加であります。医療分に係る課税限度額を現行の「66万円」から「67万円」に引き上げるものであります。

なお、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の課税額の変更はございません。

また、子ども・子育て支援金分に係る課税限度額を3万円とし、新設するものであります。

3の第25条第1項第2号及び第3号関係では、軽減判定所得の見直しであります。

5割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の「30万5,000円」から「31万円」、また2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においても、現行の「56万円」から「57万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

裏面をお願いいたします。

3の附則として、施行期日は令和8年4月1日とし、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、令和８年３月31日付で専決処分をさせていただきました神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。

以上が、専決処分をさせていただきました３議案について御承認いただきますようお願いを申し上げます、提案説明を終わります。

○議長（宮川一美君） これより報第３号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第３号 令和７年度神戸町一般会計補正予算（専決第２号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

これより報第４号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第４号 神戸町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

これより報第５号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、報第5号 神戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで大場光晴副議長と交代します。

〔議長 宮川一美君 退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（大場光晴君） 代わって議長を務めます。

ただいま議長 宮川一美君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長の辞職許可について

○副議長（大場光晴君） 追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題とします。

お諮りします。宮川一美君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、宮川一美君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔9番 宮川一美君 入場・着席〕

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。この際、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

選第1号について

○副議長（大場光晴君） 追加日程第2、選第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場出入口の閉鎖をお願いします。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名いたします。

立会人には、会議規則第32条第2項の規定により、1番 深貝仁則君、3番 宮嶋健太郎君の御両名をお願いいたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

深貝仁則君と宮嶋健太郎君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票、うち有効投票6票、無効投票4票。

有効投票のうち、宮嶋健太郎君6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。よって、宮嶋健太郎君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました宮嶋健太郎君が議場におられます。よって、会議規則第33条

第2項の規定により当選の報告をいたします。

これより、新議長 宮嶋健太郎君より当選承諾の御挨拶をいただきます。

○新議長（宮嶋健太郎君） お許しをいただきまして、御挨拶申し上げます。

ただいま、神戸町の議長に御選任を賜り、心より感謝申し上げます。浅学非才の身ではございますが、その責任の重さに身の引き締まる思いです。

これまで議会を支え、築いてこられた先輩方の御尽力に敬意を表し、その積み重ねを受け継いでまいります。また、私自身、45歳という立場を踏まえ、柔軟な発想と対話を大切にしながら、開かれた議会運営とさらなる活性化を努めてまいります。

執行部の皆様とは適切な緊張関係を保ちつつ、神戸町の発展と町民福祉の向上につながる建設的な議論を進めてまいります。

今後とも、議員各位の温かい御支援並びに御指導御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔新議長 議長席に着席〕

〔副議長 大場光晴君 退場〕

ただいま副議長 大場光晴君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、副議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の辞職許可についてを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長の辞職許可について

○議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題とします。

お諮りします。大場光晴君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、大場光晴君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

〔2番 大場光晴君 入場・着席〕

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。この際、副議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行うこと

に決定しました。

選第2号について

○議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第4、選第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口の閉鎖を行います。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10人であります。

次に、立会人を指名します。

立会人には、会議規則第32条第2項の規定により、4番 小川榮一君、5番 西脇博文君の御両名をお願いします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小川榮一君、西脇博文君の開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数10票、うち有効投票6票、無効投票4票。

有効投票のうち、飯沼 満君 6 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。よって、飯沼 満君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました飯沼 満君が議場におられます。よって、会議規則第33条第 2 項の規定により当選の告知をします。

これより、新副議長 飯沼 満君より当選承諾の御挨拶をいただきます。

○新副議長（飯沼 満君） ただいま、有効投票者全員の方の御支援をいただきまして、ありがとうございました。

もとより浅学非才ではございますが、長い経験を基に議会運営が円滑に進みますよう全力で宮嶋新議長の下、協力をして議会運営を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（宮嶋健太郎君） ここで暫時休憩をしますので、各常任委員会の正・副委員長の互選をお願いします。なお、その結果を御報告願います。

総務建設常任委員会は委員会室で、民生文教常任委員会は全員協議会室で、それぞれ互選をお願いします。

それでは、暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（宮嶋健太郎君） 休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告しておきます。

総務建設常任委員会の委員長は西脇博文君、副委員長は深貝仁則君。

民生文教常任委員会の委員長は林 利雄君、副委員長は小川榮一君。

以上、御報告しておきます。

お諮りします。ただいまお配りしました日程を本日の日程に日程第 5 から第 9 までを追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日の日程に日程第 5 から第 9 までを追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

選第 3 号について

○議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第 5、選第 3 号 議会運営委員の選任についてを議題としま

す。

ここで、暫時この場で休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（宮嶋健太郎君） 休憩を終わり、会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名し、議会閉会中も議会の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項が審議できることにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任し、議会閉会中も議会の会期、日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項が審議できることに決定しました。

ここで暫時休憩をしますので、正・副委員長の互選を委員会室でお願いします。なお、その結果を御報告願います。

それでは、暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（宮嶋健太郎君） 休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告しておきます。

議会運営委員会の委員長は深貝仁則君、副委員長は西脇博文君。

以上、御報告しておきます。

選第4号について

○議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第6、選第4号 広報編集特別委員の選任についてを議題とします。

ここで、暫時この場で休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（宮嶋健太郎君） 休憩を終わり、会議を開きます。

お諮りします。広報編集特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

選第5号について

○議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第7、選第5号 議会改革特別委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

〔発言する者あり〕

では、お諮りします。議会改革特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、暫時休憩をします。

直ちにそれぞれの特別委員会ごとに正・副委員長の互選をお願いします。

初めに、広報編集特別委員会を委員会室でお願いします。その後、全員協議会室において議会改革特別委員会をお願いします。なお、その結果を御報告願います。

それでは、暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（宮嶋健太郎君） 休憩を終わり、引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告しておきます。

広報編集特別委員会の委員長は鈴木愛子君、副委員長は宮川一美君。

議会改革特別委員会の委員長は小川榮一君、副委員長は深貝仁則君。

以上、御報告いたします。

選第6号について

○議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第8、選第6号 安八郡広域連合議会議員の選挙を行います。

安八郡広域連合議会の議員でありました宮川一美君、小川榮一君、林 利雄君が辞職により

欠員となりましたので、これに伴う選挙を行います。選挙すべき人数は3名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

安八郡広域連合議会議員に、民生文教常任委員会委員長 林 利雄君、民生文教常任委員会副委員長 小川榮一君、議長、私、宮嶋健太郎を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました林 利雄君、小川榮一君、宮嶋健太郎を安八郡広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました林 利雄君、小川榮一君、宮嶋健太郎が安八郡広域連合議会議員に当選されました。

ただいま安八郡広域連合議会議員に当選されました林 利雄君、小川榮一君、宮嶋健太郎が議場におられます。よって、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議第28号について（提案説明・採決）

○議長（宮嶋健太郎君） 追加日程第9、議第28号 監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、大場光晴君の退場を求めます。

〔2番 大場光晴君 退場〕

提案理由の説明を求めます。

町長 藤井弘之君。

○町長（藤井弘之君） それでは、追加日程第9、議第28号 監査委員の選任についてでございます。

次の者を本町の議員のうちから選任する監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、XXXXXXXXXX氏名、大場光晴君。XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX。

提案説明といたしまして、議員のうちから選任する監査委員 鈴木愛子さんの辞職に伴い、

その後任を選任しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮嶋健太郎君） お諮りします。本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しま
した。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第28号 監査委員の選任については、原案のとおり同意す
ることに決定しました。

〔2番 大場光晴君 入場・着席〕

○議長（宮嶋健太郎君） 以上をもって、今臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和8年第2回神戸町議会臨時会を閉会します。慎重審議、誠に御苦労さま
でした。

午前11時18分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和8年4月21日

議 会 議 長 宮 川 一 美

議 会 新 議 長 宮 嶋 健 太 郎

議 会 副 議 長 大 場 光 晴

署 名 議 員 西 脇 博 文

署 名 議 員 小 川 榮 一